

中央区環境マネジメントシステム（EMS）概要

具体的な実施事項

◎計画の策定（Plan）

環境目標及び環境配慮活動プログラムの設定

□環境管理責任者（環境土木部長）

⇒「環境目標」を毎年度当初に設定する。（「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」に基づく）

□環境管理事務局（環境推進課）

⇒「環境配慮プログラム」一覧を設定する。

□各課及び各施設

⇒環境管理事務局が設定した「環境配慮活動プログラム」の一覧から、各々の組織の特性等を考慮し、実施の可否を検討し、設定する。

◎実施・運用（Do）

①マネジメント研修（環境管理責任者実施）

管理者（地球温暖化対策推進員を含む）、新規採用職員及び環境監査員等に対する研修を実施する。

②職場研修（各職場において実施）

地球温暖化対策推進委員は、上記研修の内容に基づき、年に1回以上職場研修を実施する。

③プログラムの実施

◎点検・報告（Check）

①エネルギー使用実績等の把握

地球温暖化対策推進員は、電力や燃料等のエネルギー使用量を毎月把握し、入力する。（様式あり）

②活動状況の点検と評価

地球温暖化対策推進員は、職場全体の環境配慮活動プログラムの活動状況及び法令・条例の遵守状況を確認し、評価する。（毎月記録・様式あり）

③定期的な成果の報告

四半期ごとに「環境目標確認書」・「環境配慮活動報告書」を環境管理事務局に提出する。

④是正措置

⑤内部環境監査の実施（環境管理責任者により実施）

⑥成果の取りまとめ

環境管理事務局は毎年度、中央区EMSの活動状況等を取りまとめて実績報告書を作成する。

◎見直し（Act）

区長は、内部監査結果及び実績報告書の内容を踏まえて、システム全体の見直しの検討を行い、必要な場合は見直しを実施する。

◎成果の公表

環境管理事務局は活動実績等をホームページ等で毎年度公表する。

1 環境マネジメントシステム改定の目的

○平成 22 年度より、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」や「東京都環境確保条例」に基づき、エネルギー使用量の届出や削減計画、取り組み結果の報告が義務化されるなど、エネルギー使用等の管理が強化された。

○あわせて、区では地球温暖化対策推進法に基づき、平成 23 年度より「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」を改定し、平成 21 年度比で温室効果ガスを 3%削減することを目標としている。



新環境マネジメントシステム（中央区 EMS）

* 「省エネ法」・「東京都環境確保条例」の届出等や「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」の削減目標を踏まえて、新たなマネジメントシステムの構築を図る。

⇒効果的で効率的なシステムとする。

* ISO14001 の文書化を徹底することを評価する仕組みから、新システムでは、より取組内容を評価する仕組みとする。

2 主な変更点

旧システム ISO14001

新システム 中央区 EMS

| | | |
|---|---|--|
| ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステム | ⇒ | 独自のマネジメントシステム (ISO14001認証を更新しない) |
| 環境への負荷または保全にかかわる事務事業すべてを管理対象 | ⇒ | 省エネルギー活動およびエネルギー管理に重点 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎 ・日本橋特別出張所等複合施設 ・月島特別出張所等複合施設 ・中央区保健所等複合施設 | ⇒ | 学校を含む区的全組織・施設 (指定管理施設にも区の施設に準じた取組を求める) |
| 各課の事務事業を対象に、毎年度「環境目的・環境目標」「環境マネジメントプログラム」を策定 | ⇒ | 「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」の削減目標実現のため、環境目標と環境配慮活動プログラムを設定 |
| 環境側面調査ほか所属課が作成し、事務局が取りまとめるなど多数文書の管理が煩雑 | ⇒ | 管理する文書の一部を簡素化する |
| (監査テーマ) ISO14001規格、取組状況 主としてシステム運用過程が守られていて、文書化されていることを評価する仕組み | ⇒ | (監査テーマ) 省エネルギーの取組み オフィス業務・施設管理における温室効果ガス排出抑制の実効性を確保するため、省エネルギー・省資源対策を主要な監査対象とする |
| 外部審査機関による ISO14001規格の審査により認証取得 | ⇒ | 外部審査を廃止 取り組み実績を区民等へ公表（ホームページ等）することで外部評価に代える |